

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 4月 1日施行

令和 8年 1月 30日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町要綱第4号

佐用町定期予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

佐用町定期予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 8年 1月 30日

佐用町長 江 見 秀 樹

## 佐用町要綱第4号

佐用町定期予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

佐用町定期予防接種費用助成事業実施要綱（平成30年佐用町要綱第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 母子免疫ワクチンを接種する妊婦で、委託医療機関以外の医療機関で予防接種を受ける必要がある者

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。